

また、婦人団体やPTAなど成人団体については、地域の課題の解決が図れるよう活動内容・方法などについて指導者を対象とした研修会を開催するとともに、まちづくりなどに関する自主グループ・サークルの結成とその活動の支援に努めます。

(2) 社会教育推進体制の充実

ア 社会教育主事・司書等専門職員の設置

市町村における社会教育活動の充実を図るため、社会教育主事・司書等の専門職員の設置及び公民館長・主事の専任化の促進に努める必要があります。

このため、市町村の専任社会教育主事の自主設置を促進するとともに、必要に応じて社会教育主事の派遣に努めます。また、公民館の機能の維持・向上を図るため、「公民館の設置及び運営に関する基準」(昭和34年、文部省告示)及び「公民館の整備・運営の在り方について」(平成3年、生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会答申)を踏まえ、公民館長の専任化と公民館の主事の増員など、職員体制の整備促進に努めます。

さらに、住民への図書館活動の一層の向上を図るため、専任図書館長・専任司書の設置促進に努めます。

イ 社会教育関係職員の研修

住民の多様で高度な学習需要に対して社会教育関係職員が果たす役割は極めて大きいことから、これら関係職員の資質の向上を図る必要があります。

このため、市町村の社会教育主事や公民館の職員、図書館職員、社会教育指導員などの社会教育関係職員を対象とした研修機会の充実を図り、その資質の向上に努めます。特に、市町村社会教育主事を対象とした実務に関する研修会の充実や大学及び国の社会教育研修所等で実施する専門的な研修講座への計画的な派遣に努めます。

ウ 民間・各種団体指導者の確保と活用

県民の学習活動を促進するに当たっては、民間指導者の果たす役割が大いに期待されることから、これら民間・各種団体の指導者の確保やその活用を図る必要があります。

このため、民間・各種団体やまちづくりなどに取り組む指導者、各種学級・講座等の修了者の資質の向上が図れるよう組織的な活動の在り方や組織の運営、活動プログラムの企画等に関する研修の機会を充実し、広く社会教育活動に関する指導者の確保に努めます。

また、民間・各種団体指導者の広域的、効果的な活用を促進するため、関係機関・団体との連携を密にしながら、指導者の組織的活動を支援するとともに、指導者名簿の作成や必要な情報・資料の提供に努めます。

(3) 社会教育施設の整備充実

ア 公民館の整備充実

公民館は社会教育活動の中心施設として、また、住民に最も身近な学習の場としてその機能の充実を図るため、新たな視点に立った整備が求められています。

このため、市町村が長期的な視点に立って公民館整備を行うよう指導、援助するとともに、図書館等の他の施設との複合化、併設化などによりそれぞれの施設の機能が相乗的に高められるよう有機的